

あなたの愛犬、予防注射は受けましたか

狂犬病予防注射

注射を受けてない場合、下表の動物病院で注射を受けてください。

対象 生後91日以降の犬

費用 (登録済みの犬)

注射料金3200円

(登録のない犬)

新規登録料3000円

注射料金3200円

新生活環境課 ☎ 43・5024



市内の注射実施病院の一覧表

| 病院名 | 電話 |
|------------|---------|
| 水島家畜医院 | 36-2254 |
| 高田家畜医院 | 42-0654 |
| かわさき動物病院 | 42-1158 |
| いけだ動物病院 | 42-1505 |
| アイヴィ岡田動物病院 | 42-5067 |
| 印部家畜医院 | 54-0030 |

燃えるごみの出し方のポイント

生ごみや紙くず、CD、ビデオテープ、革製品などが燃えるごみです。市指定の赤いごみ袋に入れて出してください。

ごみ出しのポイント

- ①生ごみは、水切りを十分にやります
- ②紙おむつを出すときの汚物は取り除きます
- ③家庭用ホースなどは40cm以下に切り取って入れます
- ④ごみ袋の口は、しっかりとくっつけてください。(ガムテープ止めの場合、収集の際に中

身がこぼれるため、収集しませんが

収集しないごみの出し方

- ①指定ごみ袋以外のごみ袋を使っているもの
- ②中身が見えない黒いごみ袋に入れて二重にして出しているもの

※見られたくないものは、小さいレジ袋に入れる。強度を上げるには、透明のごみ袋で2重にするなど、ごみ出しには工夫が必要です。

新生活環境課 ☎ 43・5024

上下水道料金 請求月の変更

現在、上下水道料金の請求は、地域によって請求月が違ってきます。このため、来年4月の請求(3月使用分)から請求月を次のように統一させていただきます。

| 現在の請求月 | 3月のご使用分 | → | 6月に請求 |
|--------|---------|---|-------|
| 南淡地域 | 3月のご使用分 | → | 5月に請求 |
| 西淡地域 | 3月のご使用分 | → | 4月に請求 |

↓

| 統一後の請求月 (使用月の翌月に請求) | 3月のご使用分 | → | 4月に請求 |
|---------------------|---------|---|-------|
| 南淡地域 | 3月のご使用分 | → | 4月に請求 |
| 西淡地域 | 3月のご使用分 | → | 4月に請求 |

| 南淡地域 | 1月使用分 | → | 4月に請求 |
|------|----------------------------------|---|--------|
| 西淡地域 | 2月使用分 <th>→</th> <th>10月に請求</th> | → | 10月に請求 |

↓

| 南淡地域 | 2月使用分 | → | 4月に請求 |
|------|-------|---|-------|
| 西淡地域 | 2月使用分 | → | 4月に請求 |

この変更で、南淡・西淡地域の方は来年1月と2月の使用分が下表の月に請求されます。該当月は、請求されず、2か月分請求されますのでご注意ください。

企業経営課 ☎ 50・3037

投票所・投票区域が変わります!

投票区の面積や有権者数の不均衡の是正と、選挙の効率的な執行を行うために検討を重ね、関係者の皆様のご理解により投票区域の再編を行いました。

投票所が変わる地区(青字)の有権者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、新しい投票区は、次の選挙から適用されます。事前にお届けする「投票所入場券」には、地図が印刷されていますので、お間違えのないようお願いします。

南あわじ市 投票所一覧表

名簿登録者数：平成20年6月2日現在

| 投票所 | 登録者数 | 投票区の区域 |
|-------------------------|-------|--|
| 1 広田小学校体育館 | 3,078 | 山添、川向、広田上、中田、大丸、市場、不藤、広田南、徳原、中山、三洋、みどりが丘、堂丸団地、川向住宅、川向岡住宅、県住緑広田 |
| 2 中筋地区農村集落多目的共同利用施設 | 408 | 中筋 |
| 3 緑防災センターしづおり館(市役所後文支所) | 1,469 | 長田、神道、庄田、土井、安住寺、後文団地 |
| 4 御原中学校 | 1,870 | 古津路、慶野、北浜、棟田、宝明寺 |
| 5 松帆活性化センター | 1,880 | 北方、塩浜、江尻、高屋乙、高屋甲、脇田、戒旦寺、志知川、西路 |
| 6 湊地区公民館(湊活性化センター) | 1,786 | 東、浜、港、西、里下、里上、登立 |
| 7 辰美小学校体育館 | 1,412 | 内原、中津浦、雁来、中央、本村、西本村 |
| 8 丸山活性化センター | 832 | 木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所、島、志知川、西路 |
| 9 阿那賀地区公民館 | 545 | 伊弉、南、中、北栄 |
| 10 伊加利地区公民館 | 441 | 山口、湯の川、本村、下所、畦原、仲野 |
| 11 西淡志知公民館 | 1,004 | 奥、口、飯山寺、南、北、志知、鉦 |
| 12 榎列小学校体育館 | 3,111 | 大榎列、小榎列、西川、上榎多、山所、下榎多、掃守、松田 |
| 13 八木保育所 | 2,061 | 馬回、寺内、大久保、鳥井、立石、園分、新庄、野原、徳野 |
| 14 八木文化創造館(上八木公会堂) | 1,036 | 入田、養宜中、養宜上 |
| 15 南あわじ市役所三原庁舎 | 3,253 | 青木、福永、円行寺、小井、善光寺、市、十一ヶ所、徳長、新、三條 |

| 投票所 | 登録者数 | 投票区の区域 |
|--------------------------|-------|---|
| 16 浦壁公会堂 | 675 | 社家、久保、段、上中原、浦壁 |
| 17 神代小学校体育館 | 1,905 | 黒道、喜来、富田、籠池、北所、南上、経所、南所、城家、園上、小路 |
| 18 あわじ島農協榎列支所 後文出張所 | 444 | 流、委文、高 |
| 19 三原志知公民館 | 751 | 松本、佐礼尾、難波、中島下、中島大、中島上 |
| 20 賀集地区公民館 | 1,890 | 鍛冶屋、賀集、野田、生子、高萩福井、福井北、牛内、東山 |
| 21 ららウオーク | 1,317 | 八幡西、八幡南、八幡中、八幡北、八幡東、辻川原、立川瀬、西田 |
| 22 南淡公民館 | 2,508 | 東本町、向谷、築地、本町、東一丁目、西一丁目、二丁目、北納屋町、南納屋町、備前町、仲之町 |
| 23 福良小学校(うずしおルーム) | 2,681 | 戎町、住吉町、五分一町、網屋町、谷川町、東十軒家、西十軒家、仁尾、かるも、浜町、うずしお台 |
| 24 農村環境改善センター | 1,693 | 新田中、新田北、筒井、高原、稲田南、伊賀野 |
| 25 潮美台地区公民館 | 1,144 | 1丁目、2丁目、3丁目 |
| 26 阿万地区公民館講堂 | 953 | 上町、下町、佐野 |
| 27 阿万スポーツセンター 体育館(町民体育館) | 2,163 | 塩屋町、佐野、中西、吹上町、西町、丸田、東町 |
| 28 灘開発総合センター | 693 | 土生、大川、円実、弘川、油谷、城方、仁頃、地野、山本、吉野、惣川、黒岩、白崎、来川 |
| 29 沼島総合センター | 506 | 南区、中区、北区、東区、泊区 |

※投票区順

選挙管理委員会 ☎ 43-5004

知っていますか？ 障がいマーク

公共の施設や駐車場などでよく見かけるマーク。みなさんは、マークの意味を知っていますか？ 福祉課 ☎ 44・3002



▲障害者のための国際シンボルマーク
「障害のある人に利用しやすい施設」を示すための世界共通のマークです。



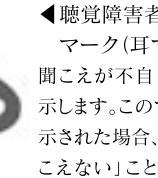
▲ほじょ犬マーク
身体障害者が補助犬同伴で様々な施設を利用できることを示します。公共施設などに表示されています。



▲ハート・プラスマーク
内部障害者・内臓疾患者を示します。このマークを付けた人を見かけたら、携帯電話の使用を控えるなど配慮が必要です。



▲身体障害者標識(障害者マーク)
肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。



◀聴覚障害者シンボルマーク(耳マーク)
聞こえが不自由なことを示します。このマークを提示された場合、相手が「聞こえない」ことを理解し、筆談などの方法に配慮する必要があります。



◀盲人のための国際シンボルマーク
視覚障害者の安全やバリアフリーに配慮した施設などに表示されるマークです。



◀オストメイトマーク
オストメイト(人工肛門や人工膀胱を使用している人)を示します。オストメイト対応トイレの入口などに表示されています。

調査にご協力を!

住宅・土地統計調査

5年に1度の調査です。住宅・土地に関する調査で、まちづくり施策などに利用されます。全国で350万世帯が抽出され、南あわじ市でも多くの世帯が対象となります。

※対象となった世帯には、9月下旬から調査員が伺います

総務省統計局

兵庫県統計課

南あわじ市総務課

☎ 43・5001



法人土地基本調査・法人建物調査

5年に1度の調査です。全国49万の法人を対象に実施され、土地に関する施策の企画・立案などに利用されます。

兵庫県都市政策課

☎ 078・362・9297

土砂災害防止の現地調査

斜面の崩壊や土石流の発生などに伴う調査を行います。土砂災害で危険区域となる地域の避難体制の整備などに使われます。

※9月上旬から調査を行います

兵庫県土木河川砂防課

☎ 22・3541